

千葉県児童相談所の 新設について (仮称東葛飾児童相談所)

令和3年11月21日 千葉県

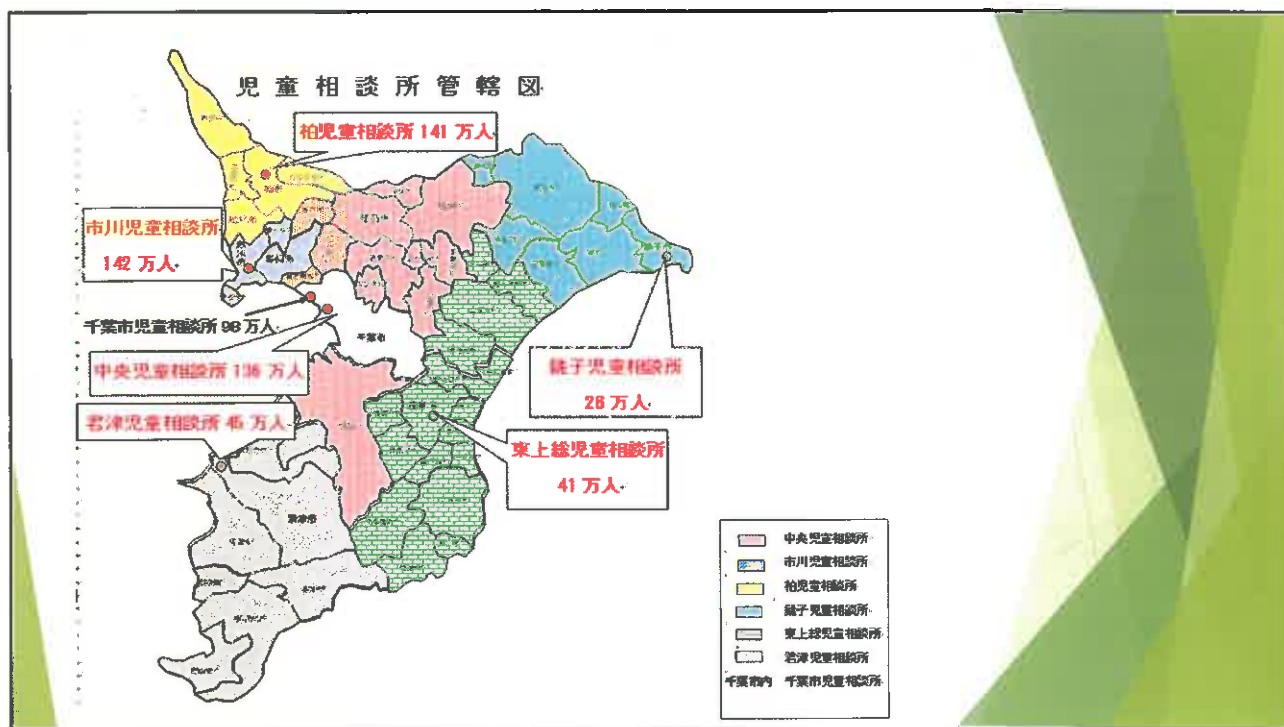
県では増え続ける児童虐待事案に、的確かつきめ細やかに対応していくため、児童相談所を2か所新設することとし、松戸市・鎌ヶ谷市を管轄する新たな児童相談所について、松戸市の協力のもと、同市高塚新田を建設予定地に決定させていただきました。

1 児童相談所とは

児童福祉司や児童心理司などの専門家が18歳未満の子どもに関する相談に応じ、子どもが心身とも健やかに育つことができるよう子どもや家庭を援助する機関です。

児童福祉法に基づき、都道府県や政令指定都市に置かれているほか、中核市や東京都特別区にも設置が進んでおり、令和3年4月1日現在全国に225か所あります。千葉県内には千葉市を含め、7カ所設置されています。

児童虐待をはじめとして、障害、非行、不登校、里親制度など子どもに関するさまざまな相談に応じているとともに、緊急性が高い場合は、併設している一時保護所で、子どもを保護しています。



2 児童相談所の主な業務

- 児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。
- 18歳未満の子どもに関する相談のうち、子どもや保護者などからの専門的な相談に応じ、援助や指導を行っています。
- また、緊急の場合は子どもを保護したり、保護した子どもを児童養護施設等に入所等の措置も行っています。

児童相談所にはどのような職員がいるのか。

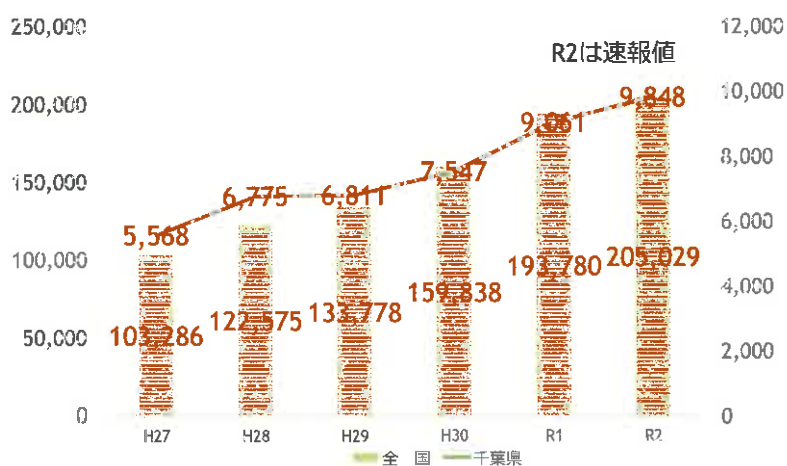
- 子どもや保護者などからの相談に応じ、問題解決に必要な援助や指導を行うため、児童福祉司や児童心理司を配置しています。
- 一時保護された子どもの生活指導等を行うため、児童指導員や保育士を配置しています。
- 保護者等から圧力等に対して毅然と対応するため警察職員（OBを含む）を配置しています。

3 新たな児童相談所設置の背景

(1) 児童虐待相談対応件数の増加

児童虐待の相談対応は、右肩上がり増加している状況にあります。

児童虐待相談対応件数の推移 (H27～R2年度) (単位:件)



松戸市及び鎌ヶ谷市の児童虐待相談受付件数の推移 (H27～R2年度)

H27	H28	H29	H30	R1	R2
805	889	810	1,007	1,158	1,014

どこ・だれからの相談が多いのか

令和2年度児童虐待相談対応件数（通告の経路別）

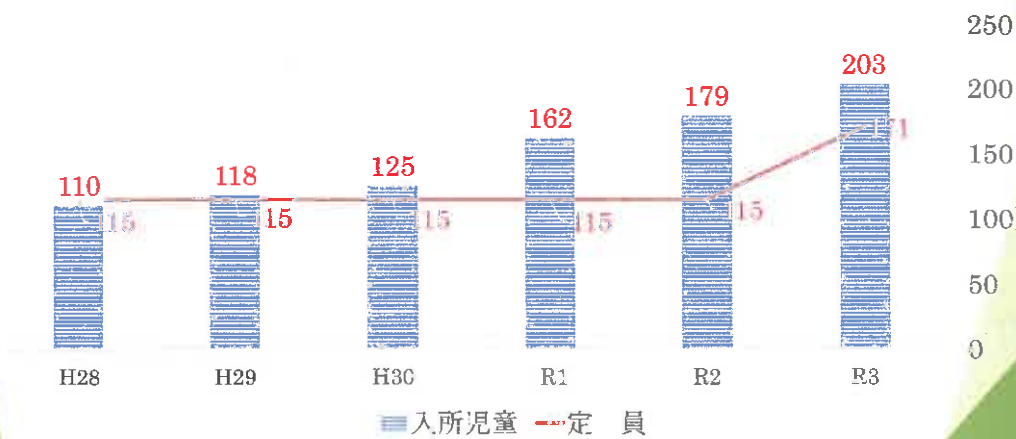
①警察等	4,715件	(47.9%)
②近隣・知人	1,677件	(17.0%)
③市町村福祉事務所	554件	(5.6%)
③他の児童相談所	554件	(5.6%)
⑤その他	2,348件	(23.9%)

※近年、①②の割合が増加傾向

(2) 一時保護児童数の増加

児童虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護児童数も増加傾向が続いており、この間一時保護所の増設も行ってまいりましたが、それでもなお定員を超過する状況にあります。

一時保護所入所状況(H28～R3年度 各年4月1日現在) (単位:人)



どのような理由で保護されているのか

- 令和2年度の一時保護所内の一時保護件数は1,179件となっており、保護理由については、「養護（児童虐待）」が81.3%と最も多くなっています。

令和2年度保護理由別件数							(単位:件)
保護理由	養護 (児童虐待)	養護 (その他)	障害	非行	育成	その他	総数
件数	959	61	0	88	30	41	1,179
割合	81.3%	5.2%	0.0%	7.5%	2.5%	3.5%	

養護(その他) : 保護者の病気、死亡等 障害 : 知的障害等 非行 : <犯、触法行為等 育成 : 不登校等

(3) 児童相談所の管轄区域の見直しについて

- 県内の大きな児童相談所では、管轄人口が130万人を超え全国平均を大きく上回っています。
- 県では管轄規模の適正化を図るため、千葉県社会福祉審議会に管轄区域の見直しを諮問し、昨年6月に答申が出されました。

<概要>

現在の管轄区域を見直し、「松戸市・鎌ヶ谷市」及び「印旛郡市」をそれぞれを管轄する児童相談所を新たに設置する必要がある。（別添新旧管轄区域図参照）

この答申を受け、昨年6月に策定した「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」の目標に児童相談所の増設を掲げ、一層の児童虐待防止対策の強化を図っていくこととしています。

4 (仮称) 東葛飾児童相談所について

(1) 候補地選定の考え方

- 施設管理面から児童相談部門及び一時保護部門により構成する低層階を想定した建物及び屋外に運動遊びのできるスペースが確保できること。
- 既存建物がないなど、整備に時間を要しないこと。
- 公共交通機関や主要幹線道路から近いなど、利用者にとって利便性が高い場所であること。
- 市街地から少し離れた場所にあり、保護された子どもにとって落ち着いて生活できる環境であること。

- (2) 建設予定地
松戸市高塚新田92-9
(JR武蔵野線東松戸駅から南へ1.2km)

- (3) 管轄区域
〔松戸市、鎌ヶ谷市を所管します。〕
松戸市の児童虐待相談受付件数
784件(R2年度速報値)



- (4) 敷地
建物のほか、屋外運動場、駐車場等を整備するため、
概ね7,000㎡の敷地を確保します。

- (5) 建物
児童相談所の運営事務等及び相談の実務を担う「児童
相談部門」と、児童の保護に係る実務を担う「一時保護
部門」から構成しています。
一時保護児童の安全性を考慮するため、低層階の構造
で計画し、延べ床面積は約4,700㎡を想定します。

5 (仮称)東葛飾児童相談所 基本計画の概要

国の運営指針に沿った内容で整備をしますが、子どもや保護者の相談・支援のために必要な「面接室」、「遊戯治療室」、「心理検査室」などの部屋を設けるほか、一時保護された子どもたちが生活するための「居室」、「学習室」、「食堂」などや健康保持、ストレス解消のための「屋内運動場」設けます。

- ・遊戯治療室 遊具を用いて子どもと一緒に遊ぶことで心理的なケアをする場所
- ・心理検査室 子どもへの心理検査や心理診断を通じて子どもの状態像を把握し、今後施設入所など方針に役立てる場所

○ 子どもの状況に応じた適切な支援を行うため、一時保護所の定員超過の改善等、必要な環境改善を図る。

⇒ 施設定員の拡充(34名)、居室の個室化(小学生以上・国の基準の2倍程度の広さを確保)、学習環境の確保(小学生・中学生・高校生別)、屋内外に運動遊びのできる広いスペースを確保など

○ 所内の業務連携や円滑な業務遂行に資するよう、各部屋の機能的な配置等を行う。

⇒ 執務室をワンフロアに集約

- 職員の人材育成や市町村等関係機関との連携強化
 - ⇒ 研修、各種会議を活発に行うため、規模や用途に応じた会議室(大・中・小3室)の設置
- 安心で安全な利用環境の確保
 - ⇒ 低層階による整備、プライバシーに配慮した遮音性の高い相談諸室の整備、面接室の拡充、バリアフリー化等
- 停電時における非常用発電設備(72時間給電)の確保、災害時における24時間程度の給水継続を確保

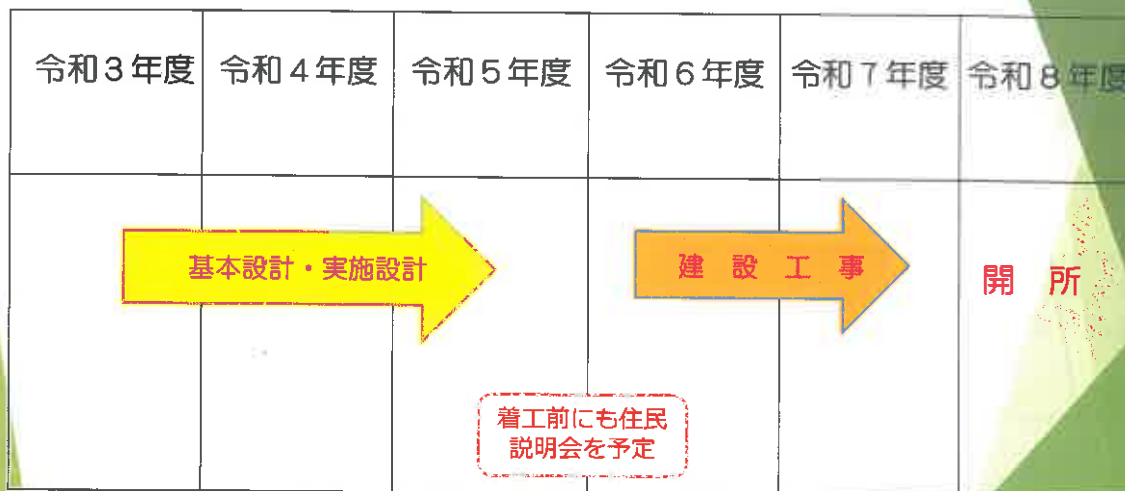
平面計画

利用者の利便性や外部からの侵入等、一時保護児童の安全性を考慮し、以下のとおり2階建て(想定)の構造で計画します。

施設配置のイメージ

・ ・ 2階 ・	一時保護所 (約1,700㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生活区域(居室、浴室、食堂、リビング、静養室ほか) ・ 日中支援区域(学習室、遊戯室) ・ 管理区域(面談室、事務室、洗濯室ほか) ・ 専門機能区域(個別事案室、親子訓練室)
・ ・ 1階 ・	児童相談所 (約2,300㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務区域(事務室、会議室、授乳・おむつスペースほか) ・ 相談支援区域(面接室、心理検査室・心理モニタ一室、医務室、遊戯治療室・集団治療室、待合室) ・ 屋内運動場
・ ・	その他 (約700㎡)	発電機室等
その他	駐車場、屋外運動場ほか	

6 整備スケジュール(予定)



整備期間中について

本格的な工事は令和6年度以降を予定していますが、工事に先立ち事前準備等で、関係職員・業者が敷地内に立ち入ることもありますので、予めご了承くださいませようをお願いいたします。

- ◎ 関係職員による現場確認、業者による測量調査、地質調査、地歴調査等
- ◎ 工作物等の撤去作業

CHIBA

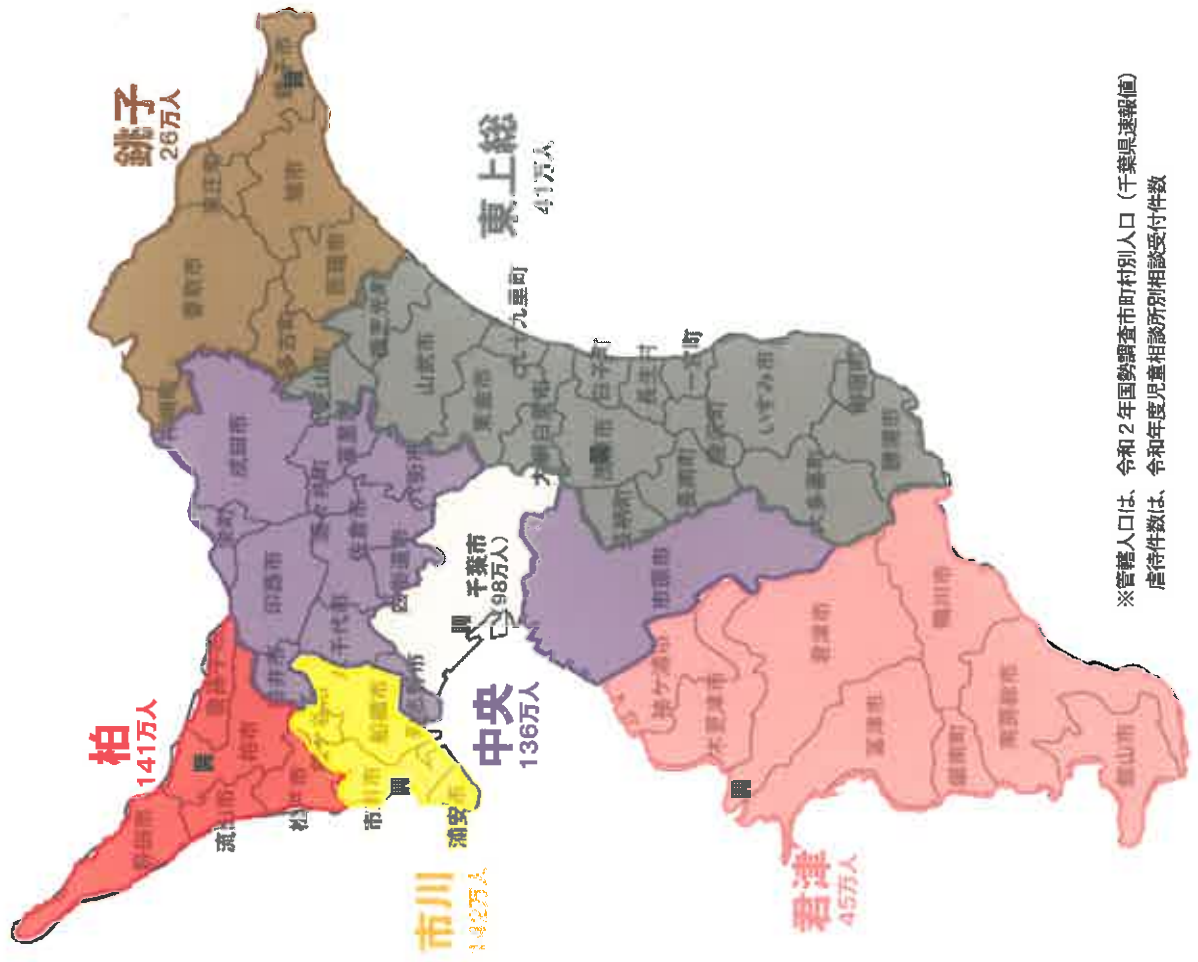
【問合せ先】 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部児童家庭課
児童相談所改革室
電話:043-223-3634 担当 井野、鈴木

虐待かもと思ったら
いちやく189番



現在の児童相談所管轄区域



※管轄人口は、令和2年国勢調査市町村別人口（千葉県速報値）
 虚待件数は、令和年度児童相談所別相談受付件数

新たな児童相談所管轄区域

